

2020年12月21日

文部科学大臣 萩生田光一様

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 小畑雅子

2020年度第三次補正予算および2021年度政府予算編成にあたっての
学校における新型コロナウイルス感染症対策にかかわる要請書

新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中で、子どもたちのいのちと健康を守り、子どもたちの成長・発達を保障するためにご尽力されていることに敬意を表します。

各学校では、感染防止対策をおこないながら、一人ひとりの子どもたちを受け止め、教育活動をすすめています。しかし、学校において必要な感染防止対策をとるには、多くの課題があります。同時に、教職員が感染拡大の起点とならないよう対策をとることは急務です。

2020年度第三次補正予算および2021年度政府予算を編成するにあたり、学校における感染防止対策等を各自治体や学校まかせにするのではなく、国の責任でその実状を把握し、十分な予算措置をおこない、緊急に必要な対策をとることが必要です。

以上の観点から、下記の事項を緊急に要請します。

記

1. 学校における感染拡大を防止するために必要な条件整備をおこなうとともに、必要な財政措置をおこなうこと。
 - ① すべての学校・学年で20人以下での少人数授業が可能となるよう、すべての学校に必要な加配教員を追加配置すること。
 - 空き教室・空き校舎（特別支援学校寄宿舎含む）、近隣施設などを積極的に活用できるようにすること。また、現在すすめられている学校や寄宿舎の統廃合計画をいったん凍結し、再検討すること。
 - 子どもたちの指導にあたる教職員を確保するために、不要不急な出張や研修をおこなわないようすること。
 - ② すべての学校に必要な学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、ICTアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を大規模追加配置すること。子どもたちの心のケアをおこなうため児童相談所等の体制を充実・確立すること。
 - ③ 感染防止対策に必要な物品の確保や施設・設備の整備をおこなうことができるよう、感染症対策・教育活動保障等に係る支援経費等の措置を追加して実施すること。特別な配慮を要する児童生徒に応じた必要な物品（聴覚障害の児童生徒のための透明マスクやフェイスシールド等）の確保が可能となるよう措置すること。
 - ④ 学校で児童生徒や教職員の感染者等が発生した場合などにおいて、必要なすべての子どもがPCR検査を受けることができるようにすること。
 - ⑤ すべての学校に養護教諭をただちに配置すること。必要な学校に養護教諭の複数配置をおこなうこと。医療的ケアを必要とする児童生徒のための医療スタッフを配置・増員し、必要な物品を確保すること。

- ⑥ 特別支援学校におけるスクールバス感染症対策支援を拡充し、スクールバスの増車が可能となるよう国が責任をもって予算措置や人的配置をおこなうこと。また、必要な特別支援学級の子どものためのスクールバス等の増車が可能となるよう措置すること。
- ⑦ 私立高等学校等への学校再開等支援における私立高等学校等経常費補助金支援を措置すること。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が急変した子どもたちの学資を負担している者に対し、下記の対応が可能となるよう財政措置をおこなうこと。

- ① 就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給等の申請書の提出等に関して柔軟な対応をおこなうこと。年度途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助をおこなうこと。
- ② 入学料や授業料など学納金の納付が困難な者に対して、都道府県や各教育委員会が入学料等の減免、減額及び猶予をおこなうこと。「私立高等学校等に通う生徒等の家計急変世帯への授業料減免支援」を実施するとともに、全額国負担とすること。
- ③ 高校等就学支援金や高校生等奨学給付金について、申請期間を延長するなど柔軟な対応をおこなうこと。年度途中においても授業料減免措置等の必要な支援をおこなうこと。奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに対応すること。
- ④ 各制度の内容や問い合わせ先を周知徹底し、相談に対して丁寧に対応すること。

3. 教職員の感染を防止するために必要な条件整備をいっそうすすめるとともに、必要な財政措置をおこなうこと。

- ① 職員室等における勤務について、概ね1～2mの距離を確保できるようにすることなど、「3つの密」を防ぐ手立てを確立するために、各学校の実状を把握し必要な財政措置をおこなうこと。
- ② すべての教職員のPCR検査体制をただちに確立し、随時必要な検査を受けることができるようにすること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急業務に従事する教職員に対する手当が支給されるよう必要な予算措置をおこなうこと。
- ④ 可能な限り教職員の在宅勤務・自宅での研修等が可能となるようにすること。とりわけ、妊娠中の教職員や基礎疾患を持っている教職員の在宅勤務が可能となるような体制を確立すること。
- ⑤ とくに感染リスクが高い養護教諭に、フェイスシールドの配備等、特別な感染防護対策をとること。
- ⑥ 労働安全衛生法にもとづき、すべての都道府県・市区町村段階で組合代表も含めた総括衛生委員会を設置するとともに、すべての学校職場に衛生委員会を確立し、感染防止対策を具体化すること。
- ⑦ 公務上及び通勤途上で発生した新型コロナウイルス感染症が「公務上の災害」となることを周知し、感染した場合、公務災害認定申請を行うよう徹底すること。教職員が感染し、感染経路が特定されない場合であっても、「医療従事者等」と同じように「公務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として公務上の災害」として取り扱うこと
- ⑧ 休校措置をとった場合においても、臨時・非常勤教職員の身分・賃金の保障と継続雇用を

おこなうよう指導すること。

- ⑨ 感染防止の観点からも、長時間過密労働を解消すること。いっそうの長時間労働をまねく恐れのある「1年単位の変形労働時間制」の導入しないこと。

4. 各学校の子どもの実態をふまえた教育課程編成を尊重すること。

- ① 休校による授業時数不足を予想した過重な授業時数設定とならないようにするために、必要な支援をおこなうこと。
- ② 休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、次年度において標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。「次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する」ことを含む「次年度以降を見通した教育課程編成」を可能としたこと（2020年5月15日文科省通知）については、「特例的な対応」とするのではなく、各学校と子どもたちの実態をふまえた柔軟な対応として可能であると周知徹底すること。
- ③ 2021年度全国学力・学習状況調査は中止すること。

5. 高校生が安心して就職活動ができ、就職してからも働き続けられるように対策をおこなうこと。

- ① 就職未決定者などへの対策として正規での求人確保と雇用創出に全力をあげること。
- ② 緊急雇用対策として、直接雇用を創出する対策を重点とすること。あわせて、高校生の求人・雇用が困難な地方に手厚い対策を取ること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関への指導を徹底すること。また、高校生等の相談体制を確立すること。

6. 今後感染レベルを低減させながら学校教育活動を継続するためにも、「20人以下学級」を展望し、教職員定数の改善し、教職員を増やしてすべての学年で少人数学級を実現すること。

- ① 加配による単年度の教職員定数改善ではなく、すべての学年で少人数学級が実施できるよう義務・高校標準法を改正し、教職員定数を抜本的に改善すること。
- ② 特別支援学校の過大過密を解消するために実効ある設置基準を策定するとともに、新・増設をすすめること。
- ③ 特別支援学級の編制標準を改善すること。

以上